

世界自然遺産候補地に関する検討会について

1	検討会の趣旨及び検討スケジュールについて	1
2	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約について	2
3	世界自然遺産（自然・複合）の登録状況について	3
4	世界自然遺産の登録基準の概要	5
5	世界遺産の暫定リストの概要	6

平成 1 5 年 3 月

検討会の趣旨及び検討スケジュールについて

1 趣旨

我が国が世界遺産条約を締結後、我が国最初の世界自然遺産として屋久島及び白神山地が登録されてから10年が経過し、この間、世界遺産に対する国民の関心は一層の高まりを見せています。また、現在、世界遺産委員会においては、各国が世界自然遺産の推薦を行う場合、暫定リストの事前提出が義務化される方向で検討がなされているところです。

このような状況を踏まえ、我が国国内に今後5年程度の間新たに世界自然遺産として推薦できる地域があるかどうかを学術的見地から検討するため、環境省と林野庁が共同で学識経験者からなる検討会を設置します。

各国政府として当面5～10年程度の間推薦を予定する候補地の一覧

2 検討会メンバー

- ・岩槻邦男：放送大学教授（植物分類）
- ・上野俊一：国立科学博物館名誉研究員（動物分類）
- ・大沢雅彦：東京大学教授（植物生態）
- ・小泉武栄：東京学芸大学教授（自然地理）
- ・土屋 誠：琉球大学教授（海洋生物）
- ・三浦慎悟：森林総合研究所東北支所地域研究官（哺乳類生態）
- ・吉田正人：日本自然保護協会常務理事/IUCN日本委員会事務局長（自然保護制度）
50音順、敬称略

3 今後の予定

3月 第2回検討会

4月 第3回検討会

5月 第4回検討会

第4回検討会までに、我が国において世界自然遺産としての要件を満たしうる地域を学術的見地から抽出し、その中から社会的条件などを加味した上で、今後5年程度の間世界自然遺産として推薦できる地域があるかを検討します。

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約について

1. 条約の概要

目的：世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、保護を図るべき遺産をリストアップし、締約国の拠出金からなる世界遺産基金により、各国が行う保護対策を援助する。

採択：1972年（我が国は1992年に締結）

締約国数：米国、イギリス、フランス、中国等、176ヶ国

指定された遺産：イエローストーン（アメリカ合衆国）、ピラミッド（エジプト）など
730物件（自然遺産144、文化遺産563、複合遺産23）

事務局：UNESCO世界遺産センター（パリ）

2. 世界遺産の3つのカテゴリー

文化遺産：世界的な見地から見て歴史上、美術上、科学上顕著で普遍的価値を有する記念工作物、建造物、遺跡等を対象

自然遺産：世界的な見地から見て観賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等を対象

複合遺産：上記、文化遺産と自然遺産との両面の価値を有するものを対象

3. 世界遺産の登録手順（以下に従い各締約国政府が行う）

- (1) 世界遺産委員会事務局への暫定リスト提出
- (2) 申請物件の決定
- (3) 世界遺産委員会事務局への推薦書類提出（毎年2月1日締切）
- (4) IUCN（国際自然保護連合）等による評価（現地調査含む）
- (5) 世界遺産委員会ビューロー会合における事前審査（書類提出の翌年4月）
- (6) 世界遺産委員会における審査（推薦書類提出の翌年の6月）

4. 我が国の世界遺産

【自然遺産】	(登録年月)
屋久島	平成 5年12月
白神山地	平成 5年12月
【文化遺産】	
姫路城	平成 5年12月
法隆寺地域の仏教建造物	平成 5年12月
古都京都の文化財	平成 6年12月
白川郷・五箇山の合掌造り集落	平成 7年12月
原爆ドーム	平成 8年12月
厳島神社	平成 8年12月
古都奈良の文化財	平成10年12月
日光の社寺	平成11年12月
琉球王国のグスク及び関連遺産群	平成12年12月

世界自然遺産（自然・複合）の登録状況について

地域別世界遺産登録数（2003年2月現在）

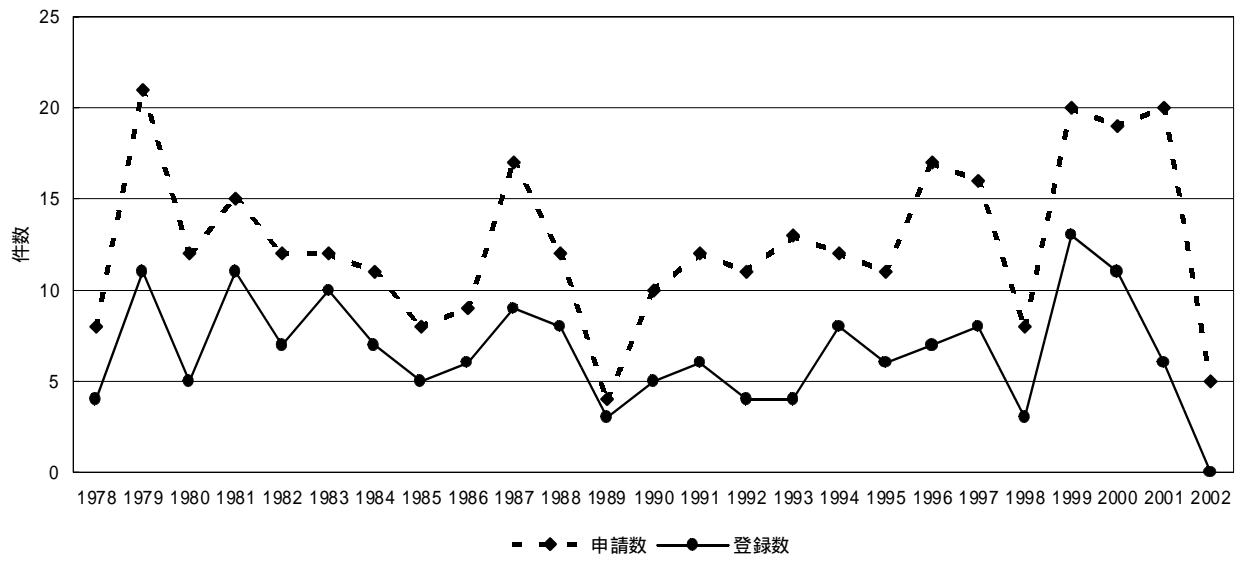
地域	加盟国数	自然遺産 の数	複合遺産 の数	文化遺産 の数
アジア	28	23	4	96
パシフィック	12	13	5	0
欧州・北米	49	45	8	320
中南米	31	30	3	71
アフリカ	38	30	2	25
アラブ	18	3	1	51
合計	176	144	23	563

（地域はUNESCOの区分に従った）

先進国（OECD加盟30カ国）自然遺産登録状況

国名	自然遺産	複合遺産	合計	備考
オーストラリア	10	4	14	
アメリカ	12		12	カナダと共有自然遺産2
カナダ	8		8	アメリカと共有自然遺産2
イギリス	5		5	海外領土2カ所を含む
スペイン	2	2	4	フランスと共有複合遺産1
ニュージーランド	2	1	3	
日本	2		2	
メキシコ	2		2	
スウェーデン	1	1	2	
フランス	1	1	2	スペインと共有複合遺産1
ギリシャ		2	2	
トルコ		2	2	
イタリア	1		1	
スイス	1		1	
スロバキア	1		1	ハンガリーと共有自然遺産1
ドイツ	1		1	
ハンガリー	1		1	スロバキアと共有自然遺産1
ポーランド	1		1	ベラルーシと共有自然遺産1
ポルトガル	1		1	
アイスランド				
アイルランド				
オーストリア				
オランダ				
韓国				
チェコ				
デンマーク				
ノルウェー				
フィンランド				
ベルギー				
ルクセンブルグ				
合計	49	12	61	

自然・複合遺産の申請数と登録数の推移



註：2002年は申請時期変更の移行期であるため件数が少ない。

世界自然遺産の登録基準の概要

世界自然遺産に登録されるには、学術的・客観的に以下の条件を満たすことが必要。

また、審査に際しては、既に登録されている各国の自然遺産等との比較がなされる。

「世界自然遺産」の定義（条約第2条）

- ・無生物または生物の生成物または生成物群からなる特徴のある自然の地域であつて、鑑賞上または学術上顕著な普遍的価値を有するもの
- ・地質学的または地形学的形成物および脅威にさらされている動物または植物の種の生息地または自生地として区域が明確に定められている地域であつて、学術上あるいは保存上際立った普遍的な価値を有するもの
- ・学術上または保存上または自然の美しさという観点で、際立って普遍的な価値を有する自然の場所あるいは区域が明確に定められている自然の地域

現行の作業指針に定める世界自然遺産の登録基準（2002年改訂版・4.4節）

以下のクライテリアの1つ以上¹に適合し、かつ、完全性の条件²を満たすこと。

- () 生命の記録、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的または自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を表す顕著な見本であること。
- () 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群の進化発展における、重要な進行中の生態学的・生物学的過程を表す顕著な見本であること。
- () 類を見ない自然美および美的重要性をもった、最上級の自然現象あるいは地域を包含すること。
- () 学術的・保全的観点から見て、顕著な普遍的価値をもつ、絶滅のおそれのある種を含む、生物学的多様性の本来の状態における保全のために最も重要な自然の生息生育地を包含すること。

1 登録地域の大部分は二つないし三つのクライテリアを満たすもの（4.5節）。なお、最近では、クライテリア()単独での評価による登録の例はない。

2 完全性の条件の概要

- ・重要な関連する自然要素のすべて、あるいはほとんどを含むこと。()
- ・十分な規模と必要な要素を含むこと()
- ・際立ってすぐれた美的価値を持ち、美的価値の長期的維持に不可欠な地域を含むこと()
- ・属する生物地理区分及び生態系における最も多様性に富んだ動植物相の特徴を維持するための生息地を含むこと()
- ・管理計画が必要（共通）！
- ・法律、規則、制度による長期的で適切な保護が必要（共通）！
- ・生物多様性の保全において最も重要な地域であるべき（共通）

世界遺産の暫定リストの概要

暫定リストの概要

「暫定リスト」とは、世界遺産リスト登録のため、5年から10年以内に推薦しようとしている遺産のリストである。条約や登録基準を考慮しながら、専門家による検討委員会が候補を検討し、世界遺産委員会に提出するものである。(資料：日本ユネスコ協会連盟HPより)

・条約第11条

締約国は、できる限り、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件で、自国の領域内に存在し、かつ、2に規定する一覧表(世界遺産一覧表)に記載することが適当であるものの目録を世界遺産委員会に提出する。この目録は、すべてを網羅したものとはみなされないものとし、当該物件の所在地及び重要性に関する資料を含む。

・条約を履行するための作業指針(.B.7.)より抜粋

それぞれの国が5年ないし10年以内に世界遺産リスト登録のために推薦しようとしている遺産について、暫定リストを世界遺産委員会に提出するものである。この暫定リストは各締約国の領域内に存在し、世界遺産リストに登録することが適当と判断される文化遺産および自然遺産の「目録」となる。

暫定リスト提出に係る標準的フォーマット(作業指針 .B.8.)

暫定リストを提出する際、ある標準的なフォーマットに基づくことが要請されており、それには以下の表題による情報が示されている。

- ・その遺産の名称
- ・その遺産の地理的位置
- ・その遺産の簡単な説明
- ・その遺産の「特に普遍的価値のある」という点を、完全性の評価基準および条約に照らし、かつ当事国の国境の内外にある類似の遺産についても考慮にいれた上で立証する。

暫定リストの提出

・現行の作業指針では、

「暫定リストを提出していない国に対してはできるだけ早くそれを提出してもらい、暫定リストが提出されていない状態では、文化遺産の推薦については検討しない(.B.7.)」ということが世界遺産委員会で決定されている。

・本年3月に開催予定の世界遺産委員会で検討される作業指針案では、

「締約国から推薦された遺産で、その国の暫定リストにまだ記載されていないものについては、推薦の検討を行わない」とあり、自然遺産を含む全ての推薦物件は暫定リスト提出の義務化が検討される。